

關係法令などで手当されています。したがつて、施工に当たる技術者が、これらの法令規則を守れば事故は未然に防げるものでありましょう。このような法律を制定しなければ、保安の確保ができないとするならば、むしろ、今までの工事施工はすべて保安が確保されていなかつたのだという不安を、国民に与える結果となります。まして、電気工事法においては、電気工事士でなければ、工事に当たれない（例外を除き）ことになっていきます。一方、電気工事の設計、工事監理を含めて、建築の設計、工事監理は、建築士法による建築士によらなければならない」ということになっておるから、これは必要じゃないんじゃないか、こういうようなことを言ってきておられるのですが、これに対する見解を聞きたいのです。

○馬場(一)政府委員　先生仰せになりましたように、電気の仕事につきましては各種の法律がございますが、建設業法におきましては、先ほど申し上げましたように、電気配線工事というのも建設業法の一部にはなっておりますわけですが、これは先ほど申しましたように、一件五十万円以上の工事ということになっておりますので、実際上家庭等で使う一般用電気工作物の工事はそれ以下のものが多々ございますので、この法律ではそれは規制はできないという関係がございますので、この法案はその部分を補おうということでございます。

それから、労働安全規則というのがございますけれども、これは労働者の安全を確保いたしますために、労働者を雇用しております人に対しまして必要な義務を課しておるということでございますから、これは、いわゆる家庭等で使います一般用電気工作物の保安をはかるという法益とは、全く違った領域のものでございます。

それから、電気の保安に関する条例等が現在各府県で制定されておるといふ例は、私どもいままで承知はしておりません。そのような条例はないのじやないかと思っております。

それから、電気事業法、電気工事士法あるいは電気用品取締法というような法律があるわけでございますが、電気事業法によりましては、これは基本的に電気事業者がその需要家の一般用電気工作物の調査義務を課しておるということでございますが、これは、すでに設置をされました電気工作物について電気事業者が調査義務を課しておるということとございまして、その電気工作物が設置されますときの保安の問題については、この電気事業法ではカバーできないわけでございます。

それから、電気用品取締法によりまして、電気工事に使われます電気用品につきましては、一定の基準による登録、検定制度等がございますけれども、これはむしろ電気工事に使われる物についての規制でございますから、工事そのものというところとはカバレージが違うわけでございます。それから、電気工事士法におきましては、電気

工事に従事する人間は電気工事士の資格を持っていなければいかなぬということを定めておるのでございますが、その電気工事士を雇用して事業としてこれをやるという事業者に対する規制は、この工事士法ではカバーされておりませんので、今回の法案によりまして、その電気工事士等を使って電気工事をやる業者を規制しよう、こういうのがこの法案のねらいでございます。

したが、いまして、幾つかの法律の目ざします法益その他すべて、この法案のカバーするところと異なっておりますので、この法案が必要である、こういうことでございます。

○岡本委員 次に「電気工事士に対する実務経験年数要求は不当である。」こういうような表題のもとに、「工事の基本となるべき設計・工事監理について、建築士の免許を受けたときから有効であり、実務経験を必要としない。にもかかわらず、工事施行に当たつて、電気工事士の免許を得て、さらに五年の実務経験を強要すること」は、全く不当であり、憲法の精神に反するといえると思います。また、関連する消防設備士においても、免許交付と同時に業務開始ができ、消防法

による危険物取扱主任者も免許交付とともに業務ができるなどの制度になっています。建設業法においては、技術者に対する国家認定試験制度がないため、経験年数によつて技術水準を保つことにしてあるものであります。国家試験等の制度がある限り、さらに実務経験を求めることは全く不当であります。こういうようなことを言つてきておられるわけでありますが、これに対する見解をお聞きたいのです。

○海部議員 相当に議論した問題でありますので、提案者のほうからお答えさしていただきます。

いま岡本先生、五年とおっしゃいましたが、三年のミスプリントではなからうかと思いますが、実は法案には、三年間の経験を持った人に一人おってもらわなければならない、こういうことを明記いたしてございます。

國家試験に通つた者がその上三年は不當ではないかという御質問であります、実はいま日本のいろいろな法律の中で、何々士と名前のつきまゝいわれるさむらい法というものの中で、この電気工事士法だけが、いかなるかげんか、非常にゆるやかな規定でできておりまして、新制中学を卒業されて一年間職業訓練を受けますと、十六歳の人が電気工事士の資格を持つことができます。しかも電気工事士の資格をとりますと、免許の更新がありませんから、一度とつたら何十年でもその免許証は有効である、こういうことになっております。

ひるがえって諸外国の実例等を調べてみますと、これは人命に関する問題でありますから、非常にきびしく規制をしておりますて、極端な例を申し上げますと、アメリカのマサチューセツツの州法によりますれば、電気工事士の試験を受ける資格そのものが、同一市町村に五年以上居住しておるといふこと。電気工事に関する専門の学校を卒業して、さらに五年間実務経験を経た者が初めて受験資格ができるというようなきびしいことになっておりますし、また日本でも、いろいろ試験

を受けて資格をとりましても、たとえば陸上運送業では、五台以上の自動車があれば運行管理者を置かなければならぬ。あるいは再三御指摘になっております建設業法の中でも、建設業者はその工事現場ごとに経験三年以上の主任技術者を置かなければならぬとかいろいろ書いてありますので、そういったものと関連いたしまして、三年ぐらいの経験を持つことが国民の電気保安の確保の上からいって最小限度必要だろう、こう判断したわけであります。

○岡本委員　これは確かに五年は三年のミスプリ
ントですね。

最後にお聞きしたいことは、この法案の三十条「聴聞」というところで、「通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。」、この「相当な期間」というものはどれくらいの期間であるのか、これをひとつお聞きしたいのです。

○馬場（一）政府委員　ここで「相当な期間」と申しておりますのは、實際上大体一カ月以内の期間というふうにお含み願いたいと思います。

○岡本委員　それであればなぜ一カ月と明記をしなかったのか。何か含みがあるのか。この法律案を見ますと、「相当な期間」ですから、六カ月あるいは一年ということにもなるし、いま聞きますと一カ月と言われる。なぜこれを一カ月というようにしたらぐあいが悪いのか。その点についてちょっとお聞きしたいのです。

○馬場（一）政府委員　こういう処分をいたしますときの聴聞の規定というのは、各種の法律に例文があるわけでございまして、これも大体例文にならうって書いてあるかと思いますが、おそらく、この処分をいたします当事者の住所その他連絡等、で、画一的に、一カ月以内とか、あるいは一カ月とか、あるいは半月という期間を法律上明定する必要はない、あるいはケース・バイ・ケースに

やったほうが良いということで、こういう例文になつておるか存じております。

○岡本委員 ちよつと一カ月では期間が短いように思いますが、これはいま局長さんからお聞きすると、相手の人がその土地以外、あるいはどこかに行つてゐるその期間があるから、「相当な期間」として、本人がこのことを知つてから一カ月か、あるいはまた知らなくても一カ月になるのか、この点について最後にちよつと……

○馬場(一)政府委員 これは当然御本人が知つてからということでございます。

それから、先ほど一カ月以内という運用でまいりたいということをお願いしましたが、これは一カ月以内というふうなスティックしてゐるわけではございません。ケース・バイ・ケースでございますから、一カ月以上の場合もあり得るかと思ひますけれども、大体各種の法令の運用等を見ますと、一カ月以内というケースが多かるうというふうに申し上げたわけでございます。

○岡本委員 大体わかりました。電気のほうの質疑は終わります。

○八田委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 提案者に質問しますが、この法律によつて需要者はどのようなメリットがあるとお考えですか。

○海部議員 この法律の目的が電気保安の確保というところにあるわけでありまして、専門的な電気知識に乏しい一般需要者は安心して工事中に仕事をまかす得るといふ保安確保のメリットが一つと、それからもう一つは、この目的には明確には書いてございせんが、第三十三条に苦情の処理のあつせんといふのを設けたわけでありまして、この苦情の処理のあつせんは、消費者保護基本法の苦情処理あつせんといふものを大體頭に描いて、それと同じ形のものがつくつてありますから、粗悪工事や、あるいは電気工事に伴う苦情の処理その他のときに、この三十三条によつて苦情の処理のあつせんがしてもらへる。大きく分ければこの二つがメリットではなからうか、こう判断

いたします。

○中村(重)委員 第一の、保安の確保がこの法律において確保できるのだとおしやる根拠は、どの条文によつてこの法律で保安の確保が可能になるのだ、強化されてくるのだというふうにお考えですか。

○海部議員 大ざっぱな議論をいたしますと、この法律全体で確保される、こうお答えしたいわけでありまして、こまかく申し上げますと、手落ちがあるかもしれないが、たとえば第十九条の主任電気工事士というものが営業所ごとに設置されるわけでありまして、これがこの人の経験を生かすことができるという点と、さらに第二十二條では、電気工事業者でない者に電気工事業を請け負わせることの禁止、二十三條では、電気用品の使用の制限、二十四條では器具の備えつけ、それから二十六條では帳簿の備えつけ等でありまして、これら一連の規制によりまして、器具とか作業その他がより保安確保の方面に向いていく、こう思います。しいて言えば、この法律全体の精神が保安確保に役に立つ、こう判断いたしております。

○中村(重)委員 いまのお答えは、電気工事士法、電気用品取締法、先ほど言った労働安全に関する法律、そういうことで、大體十分であるのか十分であるかは別として、これに規制されておるわけですね。ですから、電気工事士でなければ電気工事はできないことははっきりしておる。したがつて、この法律によつて保安が確保されるのだという、積極的な条文といふものが見当たらない。実は苦しんでおるわけでありまして、もう少しそこあたり、何かこうだとかどんびしやういふ説得力のあるお答えができませんか。

○海部議員 どんびしやうという目玉条文がございせんので恐縮ですけれども、保安の確保のために電気工事士といふものは確かに現在二十万人からおりますが、免許の更新を一々受けておるわけではありせんし、どこでどうなつておるかという実情が正確に把握されておらない。これで

すと、現実に業として営んでおる現役の人々を網羅し確保することができぬわけですから、そういったことで、工事店そのものが、この法律に規定したいろいろな規制や指示や監督を受けていくという法律全体の上からいって、保安の確保に役立つ、こう御判断願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 この法律案は、電気工事業者の保護立法的な役割りを果たすことにもなりますか。

○海部議員 前回の国会で御審議願つたときも——この法律はあくまで国民の電気保安の確保のためにつくつた法律であつて、業界を保護育成するためには、たとえば中小企業の業種別振興その他の問題は他の方面に譲るべきであつて、この法律の中で保護育成を具體的に考えていくとは思つておりませんし、またそのような条文も出てきてはおらない、こう判断しております。

○中村(重)委員 電気工事業者に保安責任を要求していく、それはそれでよろしいと思ふ。しかし、ただ義務を負わせるだけではだめだ。やはりそれだけ業者といふものを保護していくという考え方もなければいけない。正すだけであつては私は適當でないと思ふのです。ですから、いまおっしゃるやうに、この法律案といふものは、あくまで保安の確保で需要者を保護していくんだということにおいて貫かれておる、こうおっしゃるわけですか。それならば、この法律案によつて、消費者といふものが、いわゆる需要者がどの程度保護されるか。メリットといふものがそこにあるのかどうか。なるほどおっしゃるやうに、苦情処理といつたようなことは、これは一つの道がこれで開かれたといふことは言えると思ひます。しかし、この法律にそれがなかったとしても、実際問題として問題が生じてきた、その場合は需要者といふものは、自分を守るための措置といふものは、いろいろな法律においてこれを行なうことができるということになる。ただ苦情処理の問題で申し出をすることができぬのだといふことがあるだけであつて、そのこと自体、これによつてまたどんびしやう需要者を保護するといふ形のものではない

い。だから、いまあなたのおっしゃる、この法律案といふものは電気工事業者を保護するといふやうな考え方はないのだ、あくまでこれは国民の立場の上に立つて需要者を守つていくということなのだといふことならば、この法律案の中において、需要者をこうして守るといふ、この条文によつて初めて需要者といふものは守られるのだ。火災が発生した場合どうなのか、あるいは配線工事といふものがよくなかったという場合はこの法律によつてこれを守るといふようなことができるのだ、従来の欠陥といふものがこれによつて補なわれていくのだといふやうに、説得力のある説明といふものがなされなければ、いまあなたが柱とされた需要者の保護という形にも、この法律案といふものは大きな効果を發揮することにはならないのではないかと感じがしてなりません。

○海部議員 これはこの前の委員会の審議でも、中村先生の御意見等もあつて、消費者保護基本法を精神に苦情処理を取り入れて、需要者に対するメリットが一つふえた、こうわれわれも理解しておりますが、さらに先生おっしゃいますやうに、需要者のメリットは何であるかといふことは、やはり安心して家庭で生活できるということが最大のメリットだと考えます。

新電気事業法ができましたまでは、電力会社が一応その火災の責任を負つたわけでありまして、新電気事業法によつて占有者が最終的な責任者になつてきますと、電気知識に乏しい国民大衆はきわめて不安であるといつても言い過ぎではないと思ふのです。そこで、建設業法のはうで規制がされておるじやないか、こういう御意見が先ほどの岡本委員からもございまして、あれはあくまで五十万円以上の工事に対する規制でありまして、五十万円の工事には主任工事士とかいろいろな規制が置かれるが、五十万円以下の工事はそういう規制もない、主任者もない、店としてもとらえられていない、それではやはり需要家としては不安であらう、こういう観点からこの法律を立案したわけでありまして、なお具体的な個々の問題

につきましましては、法案の第二十七条に「危険等防止命令」というものがいろいろ羅列してございしますが、こういったことによつて、国民のほうでは、少なくとも電気の保安だけは確保されておるといふ安心感が生まれるのではないかと。それが最大のメリットだ、こう判断いたします。

○中村(重)委員 あとの答えはあまり的確ではありませんが、最初のお答え、確かに五十万以下の工事に対するよりどころ、いわゆるよるべき法律がないということは、私もやはり問題だと思つておるのです。しかし、だからといって、この法律案の前身を見ると、五十万以下の工事といふものの保安の強化に大きく役立つという形になっていないといふことに、その不十分さ、中身に何か保安の強化がほんとうに確保されるという形のものが出ていないのを非常に残念に思つてゐるのですが、あとでまた提案者にはお尋ねをすることにいたします。

政府側にお尋ねをしますが、電気事業法で電気事業者の電気工作物に対する保安責任というものが解除されたわけですか。どういふことで電気事業者の電気工作物に対する保安責任を解除することにしたのですか。

○馬場(一)政府委員 お答えいたします。

電気事業法が改正になりましたことに伴ひまして、いわゆる一般用電気工作物と申しますか、われわれの一般家庭で使つております電気工作物につきましては、その所有者は需要者、使用者になつてございまして、電気事業者からははずれたわけでございます。したがつて、所有者でありまた一般需要者がその責任を持つわけでございますが、ただ、一般の家庭等は、いわゆる電気工作物につきましましてはしるうとでございまして、これらの保安につきましましては、専門家であります電気事業者にいわれる調査義務を課しまして、その保安を確保する、こういう体系にいたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 私がお尋ねしたのは、従来、いわゆる屋内の配線工事というものは電気工作物

だから、電気工作物に対する保安責任というものは電気事業者にあつたわけですか。ところが今度は新電気事業法でなくなつたのです。どうしてそれをなくしたのか。保安の強化といふことを考えるならば、それはなくすべきではなかつたのではないかと。なくさなければならぬとする積極的な理由といふものはどこにあつたのか。

それから、いまあなたは、いわゆる電気工作物といふものは所有者のものなのだと、こうおっしゃる。土地とか建物といふようなものとは電気工作物は違ふ。漏電による火災発生などといふことがあつた。だからあなたは、調査義務といふものがあるのだとおっしゃる。調査義務はあくまで調査なんです。保安責任といふことにはならない。かつて電気事業者が工作物に対する保安責任を持つておつた当時は、いまのような不安といふものが需要者にはなかつた。しかし、あの新電気事業法ができ上つてから、そうした大きな不安といふものが起こつてきて、問題になつてくるから、いま提案者がお答えになつたような、いま提案しておるようなこの法律案といふものを出してこなければならぬといふこと。そうすると、保安責任といふようなものを、電気事業者から解除するといふことにしたならば、どうして需要者といふものを守るのかといふことを政府はお考えになることが当然ではなかつたのか。みづから、なぜに、これを補うための法律案の提案という、積極的な態度をお示しにならないか。いまあなたが答えになつたように、いわゆる調査義務があるのだからとおっしゃるが、調査義務であることは完全であるとお考えになることができませんか。

○馬場(一)政府委員 先生仰せになりましたように、かつては屋内の配線といふのはいわゆる電力会社の所有でありましたのを、新しい電気事業法になりましてから、それがいわゆる所有者といふますか、家庭の需要者の所有になりましたといふことで、関係が変わつてまいりました。ただ一般の家庭は、先ほど申しましたように、電気につ

てはしるうとでございしますので、電力会社は所有者ではございませんけれども、その保安につきましましては、いわゆる一般家庭に對しまして調査義務といふものをくろくである電力会社に課しておる、こういう関係であるわけでございます。

ただし、それだけで十分かどうかといふことでございしますが、調査義務を課しておりますはかに、実際に一般用の家庭の電気工作物の工事をいたしますことにつきましては、その工事に当たる従事者につきましましては、それは一定の資格を持った電気工事士でなければならぬといふことを担保する意味から、電気工事士法といふものがその後できております。また、そういう電気工作物等に使われましますいわゆる電気用品につきましましては、一定の基準を備えた電気用品でなければ製造、販売してはならないといふことを担保する意味で、電気用品取締法といふものも生まれておるわけでございます。

このようにことで、一応、家庭の一般用電気工作物の保安につきましまして、電気事業法による調査義務、それから電気用品取締法、電気工事士法といふ三つの体系があるわけでございますが、先ほど来申し上げましたように、この電気工事を実際に業といたします事業者そのものに対する規制といふのは、今日までこの三つの法体系ではカバーされておらないわけでございますので、これをカバーするものが今回提出になつております電気工事業法といふふうになつておられるのは承知をいたしております。

それから、なぜその電気工事業法といふものを政府が立法しなかつたかといふことでございしますが、けれども、これにつきましましては、先生も御承知のように、建設業法との関係等で、いろいろ建設省と役所同士の話し合いがどうしてもまとまらないといふ事情がございまして、議員立法といふ提出の形になつておるわけでございます。

○中村(重)委員 いまあなたがあげになりましたような、現行の法律では不十分であるといふことからいわゆる議員立法という形でこの法律案が

提案されておるのです。あなたもその必要を認めておる。しかも、その必要を認めることになつたのは、新電気事業法によつて一般電気工作物といふものがいわゆる個人の所有になつた、だがしかしこれはしるうとである、そこでくろくであるところの電気事業者が調査義務を負つたのだ、こうおっしゃる。しかし、それは私がいま指摘いたしましたように、調査はあくまで調査なんです。かつての電気事業者のいわゆる一般家庭、一般の電気工作物に対する責任体制といふこととは変わつてきたのです。いいですか。そうすると、それを補うものとして現行の法律は不十分であるといふことをあなたが認められておる。あなたと言ふと気の毒なんだけれども、これはしょうがない、あなたがいまの局長なんだから、そうして、いま提案されておる法律案といふものが、これは補うものであるとおっしゃるなら、新電気事業法ができてから今日まで確か五、六年になるでしよう。もつとなるかもしれない。その間いわゆる漏電等による火災の発生などといふものが非常に多かつた。だから、これではいけないのだといふことをあなた方はお考えになつて、これをどうして補完していくかといふようなことを思いめぐらせていく、それによつて適切な措置を講じていくといふことが、政府としての責任でなければならなかつた。これはきわめて職務怠慢であるといふふうに私は考えます。

それだけではありません。一般電気工作物といふものをなぜ個人の所有にしなければならなかつたか。電気事業者といふものが、屋内等における電気工作物は、いわゆる買い取り工事という形でできるだけ個人の所有にしていこうという態度をずつとつてきた。それがずつと進んできた。そのほとんどがいわゆる買い取り工事によつて個人の所有物という形になつてきた。やはりこれは問題なんです。それをあなたのほうは問題点としない、既成事実として、あくまでこれは個人のものだから、その保安責任といふものは個人が持つべきものである、所有者が持つべきものである

提案されておるのです。あなたもその必要を認めておる。しかも、その必要を認めることになつたのは、新電気事業法によつて一般電気工作物といふものがいわゆる個人の所有になつた、だがしかしこれはしるうとである、そこでくろくであるところの電気事業者が調査義務を負つたのだ、こうおっしゃる。しかし、それは私がいま指摘いたしましたように、調査はあくまで調査なんです。かつての電気事業者のいわゆる一般家庭、一般の電気工作物に対する責任体制といふこととは変わつてきたのです。いいですか。そうすると、それを補うものとして現行の法律は不十分であるといふことをあなたが認められておる。あなたと言ふと気の毒なんだけれども、これはしょうがない、あなたがいまの局長なんだから、そうして、いま提案されておる法律案といふものが、これは補うものであるとおっしゃるなら、新電気事業法ができてから今日まで確か五、六年になるでしよう。もつとなるかもしれない。その間いわゆる漏電等による火災の発生などといふものが非常に多かつた。だから、これではいけないのだといふことをあなた方はお考えになつて、これをどうして補完していくかといふようなことを思いめぐらせていく、それによつて適切な措置を講じていくといふことが、政府としての責任でなければならなかつた。これはきわめて職務怠慢であるといふふうに私は考えます。

というようなことにきめてしまつて、新電気事業法によつて、屋内の一般的工作物に対する保安責任を電気事業者から解除したということは、これは電気事業者、大企業を守る、その利益のみを考へて消費者を犠牲にしたといわれても、私は答弁の余地はないと思ふ。この電気事業者が、一般電気工作物の改修工事を行ふ必要がなくなつたために受けている利益がどのくらいだ、あなたのほうでは試算をしていらつしやいますか。新電気事業法によつていゝゆる九つの電力会社が受けておるところの利益、それは言いかえると、消費者の負担という形になつてあらわれておるわけですか。それをどのくらいと試算していらつしやいますか。

○馬場(一)政府委員 電気事業法が改正になりまふときは、この問題のみならず、改正点数、どういふ点を改正すべきかといふことにつきまして、御承知のように電気事業審議会におきまして種々御議論があつたところに基きまして、電気事業法の改正が行なわれたわけでありまして、ただいま先生の仰せられました点につきまして、電気事業審議会でも十分審議されましたところに基づきまして、現在のような立法をいたしておるわけでございます。

なお、そういうふうな制度が変わつたことによりまして、電力会社のほうでどの程度数字的にメリットを受けておるかどうかといふ点につきましては、どういふふうなそのメリットといふものを考へるかといふことも問題であらうと思ひますけれども、現在の確なお答えをする用意をいたしておりません。

○中村(重)委員 提案者にお尋ねしますが、いまあなたもお聞きになつて、やはり一つの問題点だといふふうにお考えになるだらう。

保安協会がやつておる保安調査、これもあなたにお尋ねをするのか、政府側にお尋ねをするのか、それもひとつお答えを願ひたいのですが、電気事業者は屋内工事に対するところの調査義務はあるんですよ。しかし、調査が十分でなくて、そし

て漏電等による火災がかりに発生をいたしまして、調査をした電気事業者の損害にはならないのですよ。そういうことで十分な調査が行なわれるのかといふ、行なわれません。あなたの提案されておる法律案によつても、それを補うことにはなりません。それをどうして補つていくかといふことをお考えにならなければいけない、あなたにしても政府にしても。そのためには、電気事業者が行なつておる調査義務といふものをもう少し強化していく。もし調査が粗漏であつたり、それによる火災発生等が起こつたならば、その責任を追及するといふ何らかの措置も必要ではないのか。保安協会が行なつておる保安調査、きつめてこれは形式的で、私をして言わしむれば、保安協会といふものは金取り機関にすぎない。搾取機関にすぎない。ほとんどその効果といふものはありません。その保安協会が行なつておる保安調査といふものを、もっと中身のある、そして責任を持つ保安調査といふものが行なわれるように改めていく必要があるのではないか。せっかく御提案になるならば、そこらまでひとつ思いめぐらせてそれを補つていくという御提案があつてしかるべきである、そう思ひますが、提案者はどのようにお考えであるか。

○海部議員 お説ごもつともだと思ひます。保安協会のやつております調査は、それは確かに竣工検査をやつて、検査に合格しませんが送電しないことになつておるようですが、二年に一回の調査。結局、強制権もありませんが、立ち入り権もないし、ここが著しくいたんでおると思つても、勧告はいたしますが、危険であるからといつて、いゝゆる強制的に代位執行する権限もないし、確かにおつしやるように、これによつては不十分ではなからうかといふ気分は私はいたします。別個の問題といたしまして考慮いたしますが、これはいふならばアフターケア的なものでありまして、できれば、そういう粗漏な工事や危険が発生しないように、状況の先取りをしておくことも必要ではなからうか、こう判断してこの法案を提案して

おるわけでありまして、よろしく願ひいたします。

○中村(重)委員 どうも、これでだいじやうぶだとおつしやらないのだから、あなたにあまり文句を言うわけにもいかなないので、しかし非常に重要な問題ですよ。政府はどう思ひますか。

○馬場(一)政府委員 ただいま海部先生のお答えで大体尽きておるかと思ひますが、電気施設保安協会は、一般用電気工作物に対して——できましては、これは保安協会ではなくて電気事業者、電力会社が竣工検査は直接いたすことにいたしております。その後二年に一べんずつという割合で、いゝゆる電力会社の負つております調査義務を、電力会社の委託によりまして保安協会が各家庭等を見回りをいたしまして、いゝゆるアフターケアをやるわけでございます。このアフターケアをやる費用は、むしろ電力会社に調査義務がございまして、電力会社の委託費によつて保安協会が行なつておりまして、需要者からはそのための代金といふものは徴収しておらないといふ実情でございます。

○中村(重)委員 電気事業者にしても、保安協会にしても、あくまで調査ですよ。いいですか。その調査が不十分であつた。そのために火災等が発生をしても、その責任は追及されない。いいですか。個人は泣き寝入りをしなればいけないのです。

もう一つ、こういうことをお考えになりませんか。この建物は半分は古い建物である。ここに電気工作物がある。増設がある。その増設分に対しての電気工作物に対するところの調査はやる。しかし一方はやらない。非常に粗悪である、そう考へても、その責任はないのですよ。かつて浴場で漏電をやつて、たしか親子三人が生命の危険に陥つたといふことがある。そういう場合の責任はだれが持つのか。これはあくまで個人の所有なんだから個人が責任を負ふといふこと。電気事業者に言わせれば、それは保安協会の責任だといふでしょう。保安協会はそこまでやる義務はないとい

う形になるでしょう。どうすればこういつた人たちが救われるのかといふことになつてくるのですよ。守られていくのかといふことになつてくるのですよ。法律の条文をいろいろいじくり回すのではなくて、現実にごういふ問題があるのだから、これをどうするか、そこをお考えになることが政府としての責任ではないのか。それを補うような制度をつくる法律を制定していくといふような態度こそ、あなたの方のほうで考へて提案してもらいたかつたのだけれども、技術的にもいろいろ問題点もあつたであらうといふことで、その点はある程度理解をしなければならぬと思ひますが、しかし、せっかくこういふ御提案をなさるならば、やはり問題点を押えていくといふことではなくて、いまあなたがお考えになつたように、事業所があるのだから、五十万以下といふようなものは——それは五十万以上になればもつときびしいです、あなたの提案されておるものよりは五十万以下はもつとゆるやかな形になつてこう出てきています。そのことだけは、やはりいまあなたの御答弁の中で一応説得力を持つ。耳を傾ける余地があるけれども、中身は残念ながらこれでは不十分なんです。問題の解決には役立っていない。政府のいまのお答えをお聞きになつても、これではいけないと提案者もお考えになるのではなからうか。どうしてこれを解決するようにつとめますか、いま私が指摘しましたような問題点に対してはこれから。提案者のほうは先ほどお答えがございまして、まあ、現行の法律を改めさせるとか、いろいろな省令を改めていくとかいふことをやらせなければならぬといふ提案者のお考えはわかりましたから、それはそれなりとして伺つておきますが、政府はいかがでしょう。

○馬場(一)政府委員 先ほどの調査義務といふこととでございまして、調査義務に基づきまして、先ほど来申し上げましたように、でさうがりますときには電力会社がじかにやり、その後の調査は電

力会社が保安協会に委託をしてやっております。ただし、これはあくまで電力会社の委託に基づくものでございまして、先ほど海部先生からお答えがございましたように、個人の家庭にいわゆる相対で入るということ以外に、強制的にこれの立ち入り調査をするということは、現行の法制上はできないことではございません。それから、もし調査をいたしました結果、ある家庭の電気工作物にふぐあいがございましたときには、その結果を家庭に通知をいたしまして、これを改善してはどうかという勧告をいたすことになっておりますし、かつどうしても家庭がその勧告どおり改善をしないというときには、通産大臣からその消費者に対して、そこを直せといういわゆる改善命令ができることに法制上はなっております。その辺の運用をさらに一そう厳重にやまして、ただいま先生仰せになりました、制度はあるけれども実際の運営は十分ではないかという点につきまして、なお一そう十分に努力してまいりたい、かように存じております。

○中村(重)委員 たてまえはこうなっています。それは、現実に保安協会はどういったことをしておるのか、どのような効果というものをあげておるのか、あなたのほうでこれを把握していただきます。また、やっておることはこれで適當であるというふうにお考えになりますか。いま保安協会のやっておるような、どうか漏電しておらぬかとじつと機械を当ててやってみるだけで済む。それも何回やっておると思いませんか。ほとんどやっていないと言つてもいいくらいです。形式的です。保安協会という特殊法人をつくつて、お役人の天下りをやつて、そういう方面は解決したかもしれない。しかし、肝心ないわゆる漏電等によるところの火災の発生を防止するための役割りを果たしておるとは私は考えない。

しょうか。火災を望んでおる者はだれもいません。やる気があれば、だれでも望んで調査をやつてもらいます。個人はわからない、しろうとだから。漏電のそれがあるのかどうか、そんなことはわからないです。だからそういう場合は、もっと積極的に調査ができるようにしなければならぬのですが、その調査も単なる調査であつてはならない。もう少し保安責任というものがなされ、そのことが確実に行なわれて、適正に行なわれなかつた場合にはその責任が追及されていくというふうな、何かそういう意味の保安責任、いわゆる保安の強化、そういうものが確保されるような道を見出していかねばならないと私は考えておる。

同時に、これはそれによつてお答えを一つ受けなければなりません。現実には私が申し上げましたように、漏電等による火災の発生なんというものが起こつた場合、その補償というものはしてくれないものはないのです。しかし何とかしなければならぬ。そこで業者の人たちは、自分たちで相互保険制度というものを考へてゐる。まあ三百万かそこらまでは、もし工事に伴つて火災が発生し、損害を賠償しなければならぬという場合は、その場合に困らないように、この電気工事業者がそういう保険制度というものを考へてゐるようですが、どこまで徹底しているのか知りません。政府がいわゆる国庫負担、補助という形をもつて、そういう保険制度というものをものと義務的にやつていくということも考へてみる必要があるのではないかと。ともかくも、電気によるところのいわゆる漏電等というふうなもの、公害、交通事故といったようなことと変わらぬくらいに関心を持つてやつていかなければ、これは個人の所有物だから所有者の責任だというふうな考え方は持つべきではないと私は思ふ。先ほど申し上げたように、一般の土地とか建物というふうな不動産と、水道とか電気とかいうふうな、本人の意思いかんにかかわらず、これを供給してもらわなければ電気もつかない、水道も出ないというふうな

ものは、公共的なものでありますから、これは別な考え方を持たなければならぬと私は思ふ。これは個人の所有だからという簡単なことで問題を処理すべきではないと私は思ふ。そういう意味において、新電気事業法において、個人の所有だからその保安責任はあくまで個人なんだと簡単に片づけたところに、問題があつたと思ふ。だから、それを補つていくというふうなことが、ほんとうに行なわれなければならぬのだと私は言うのです。そうお思ひになりませんか。

○海部議員 御説そのとおりでありまして、この法律に網羅できないいろいろな他の波及問題は、これは前向きな姿勢で検討しなければなりませんし、また保安確保の問題は、新電気事業法をこの委員会でも議論しましたときに、私も、保安の確保という面からいって、保安協会に譲つてしまふのがはたして必要にして十分な措置かどうかということに、強い疑問を持つた者の一人であります。そういう意味から考へまして、そういう状況が起らないように少しでも役に立とうという気持ちで、この法案の中にもあるわけでありまして、さらにこれを突き詰めていけば、それ以外のいろいろの問題は別の法律、別の分野の問題になつてきますが、國民がほんとうに安心して生活のできる保安確保のためにやらなければならぬことは、この法律を乗り越えてでもいろいろの面から前向きに取り組んでいかなければならぬ、私はこういう気持ちであります。

○中村(重)委員 この法案の、三年間の経験を経た者でなければいゝる業者となれないというところですね。私はこれはいいと思ふのです。極端に言えば、實際は五年であつてもかまわないと思ふ。いいですか。それは工業学校の生徒が試験を受けますれば、簡単に通ります。それからその講習所というのか、何か電気工事士の試験をとるための講習機関がある。若い連中は、非常にのみ込みがよく、頭がいいからすぐ暗記してしまふ。十六か十七ぐらいですぐ通ります。それに五十

万以下の工事というものを、野方図に、何らのよるべき法律がなくてやらしているというところは、事業者を守ることにならない。そういう意味においては、いわゆる国家試験を通つてゐるのだから憲法上云々という問題もあるだろう。しかし、公共的の立場でそのことを考へてみると、いわゆる公益性ということ考へてみると、必ずしも憲法によつてその個人の権利を抑圧するという形にはならないという私の判断を述べたいと思つております。したがつて、それだけの熟練を経た者でなければいけないのだというあなたの発想、そうして三年の経験を経た者ということについては、その面は私は反対ではありませんが、中身全体はこれじゃだめだと言つてゐるのだから、これでまたお茶を濁されては困るから、この内容については簡単に賛成はできない。

そこで、私はもう一つ提案者に申し上げておきますが、電気工事士の免状の問題、これは政府もお答えになつてゐる。昭和三十七年でしたね、電気工事士の免状を交付されたのは、三十五年にたしか法律を制定したでしよう。そのときに免状を渡しますね。いま昭和四十五年。渡したきりですよ。書きかえなし。これに対してもう全然再度の、何というのですか、自動車の運転手みたいな、再教育なんていうようなことをやろうとしない。やつていない。これを絶えず携行する、そしてこれを提示しなければならぬ、これも単に形式だけ。あなたは免状を持っていますか。持っていて、個人は何も尋ねません。持っていない者がやつてゐるかもしれない。だからやはり、二年に一回というのか、三年に一回というのか、再教育をやるくらいのかまがなければいけないと私は思ふ。それらの点は、提案者はどういうふうにお考えになつてゐるのか。これは電気工事士のほうの問題になるわけですが、これでは不十分だとして業法を御提案になる以上は、それらの点も当然あなたは何かお考えになつただろうと思ふ。また政府は、私の指摘について反論があるだろうから、どうか政府のお考えもお聞かせ願ひたい。

○海部議員 御指摘のように、電気工事士の資格をとることがきわめてゆるやかな条件になっているのは、世界各國の例を見ても明らかであります。一年のボケーショナルトレーニングで資格を持つてしまふというところは少し早過ぎるのではなからうかという考え方もありまして、五年にしようか、七年にしようかと、立案段階でいろいろ議論があつたのでありますが、中村先生の非公式の御意見等も十分参照いたしまして、三年間ということに決定したわけでありまして、

ただ、ひるがえつて考えてみますと、電気工事士法ができて免許の更新がないというところは、私は明らかに片手落ちではないかという判断をいたします。それから年齢制限が全然ないというの、これは一考に値する問題だと思ひます。ほかのさむらい法のように、いやしくも人の命に関するような災害と関連のある仕事に携わる工事士でありますから、せめて電気工事士法の中で、たとえ十六歳で一応とれるというようないかぬのか悪いのかをもう一回再検討してみることがある、私はこう判断しております。

したがひまして、いま全国に二十万人から電気工事士がおるわけでありまして、免許をもらつたきりで一度も電気工事に関わらないで国会議員をつとめていらつしやる先生の中にはあるわけでありまして、そういう実態をきちんと把握いたしませんと、どうしても電気工事そのものがうまくいかない。店として規制する以上は、電気工事士のほうにもライセンスの書きかへは二年に一本ぐらひは行なうようにしなければならぬのではなからうか。もう一つ業界を私のほうから自主的に指導しまして、免許を持つてゐるか、持つておらないかわからぬわけでありまして、自主的にパッチをつくりまして、免許証を持つてゐる者は必ずパッチをつけて、パッチをつけておらない者が電気工事に携わるのは、一目でこれは工事士ではないということがわかるように、自主的な規則等も業界内部ではきめて行なつてゐるようでありまして、こういったこと等をあわせて検討すべき問題である、こう判断しております。

○小宮山政府委員 中村先生の御説もつともでございます。いま提案者からの発言もございまして、電気工事士の免許が出たきりでその後更新その他を一切やらない、あるいは講習その他もやっておらないということに対しては、政府といたしまして、検討事項として今後いろいろ考えなければいけないと思つております。現在、われわれ政府自身も、交付の年齢の制限とかインターン制度とかという問題を鋭意研究しようということでは、ま研究中でございますので、その点で御了承いただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 まだいろいろありますけれども、ちょうど予定の時間ですからこれでやめますが、電気事業法というのは私も賛成で通しました。だから、みづから賛成したものをいたすに非難するということも適當ではないということになるでしょう。何しろあれは非常に部厚いたいへんな条文であつたわけですから、そして広域供給なんというものが実は柱になつておつた。完全な一般電気工作物等によるところの保安責任を解除したという点に對して、もう少し私は検討すべきであつたと思ひます。

しかし、もうこれは成立をいたしております。だがしかし、改むべきことはやはり改めなければいけません。いまの保安協會の問題は、ほんとうに保安協會らしい保安協會、その責任を果たす、効果を發揮する、保安協會としての役割を要求していかなければなりません。それがそのとおり行なわれていないとするならば、その責任を追及する方法も考へていかなければならぬ。それから電気事業者の調査義務というものも単なる形式であつてはならない。やはり調査の義務に對しては、その義務が完全に履行されていなければ、そのために事故が発生したという場合における責任の追及というものも、私は何らかの形でこれは考へていかなければならぬと思ひます。と同時に電気工事業者、これに對する保安責任というものを果たせることの可否、これはいたすに電

気工事者に保安責任を要求することだけではあつては問題がある。やはり保護するという立場が一方において出てこなければ、これはあまりに無理を強いるということにもなりましよう。ともかく、せつかく法律を制定しようとするならば、中身のある、ほんとうに効果を發揮する、業者を保護するところは保護していく、同時に業者に強く要求する、責任を持たせるところはあくまで責任を追及し得る制度を考へていく。そして消費者保護法であるならば、そうした消費者の保護をほんとうになすための効果ある法律の制定というものがなければならぬ。

きわめてこれは残念です。御提案になつておるものは、私のたゞいま指摘いたして、いろいろいま問題としてありますものを解決することに役立っていないという点で残念ですが、だがしかし、全くこれは無用なものではない。やはりこの法律案が通過をし、制定をされた場合に、五十万以下の工事による、いわゆるそのよりどころというか、そういうものに道が開かれるということだけは否定できませんけれども、問題点の解決にはならない。したがつて、これが制定をされた結果どうなるのか。事足りるというようになつてしまつてはこれはどうにもなりませんから、この中身について、いましばらく検討してみたいと思ひます。提案者のほうに對しても、ただいま私が申し上げたことに、なるほど確かにそうだとおなずかる点があるとするならば、進んでもつと強化するようになつていく、私は検討される用意があつてしかるべきであると思ひます。

一応お答えを伺ひ、もう一度政務次官からでも、局長からでもけつこうですが、私が指摘いたしました問題について、総括的に、どのような態度をもつていまの制度を効果あらしめるようにするのか、また不十分な点について法律を改めなければならぬとするならば、改める用意ありやいなや、それらの点を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○海部議員 御指摘の点は私も同感の点が多々ございますので、話がつきましたならば、この原案にこだわることなく、よりよいものになるならば修正をし、考え直していこうという気持ちにはございますけれども、先生のまた御協力をお願いいたします。

○小宮山政府委員 中村先生のおっしゃいましたこと、たいへんごもつともだと思つております。保安協會については、今後通産省も大いに指導し、またその内容的な問題についても、今後直すべきものは直していこうという考え方でございます。また工事費の問題については、先ほど申し上げたとおり、年齢制限あるいはインターン制度といううなものも考へていかなければいけないと思つております。

○八田委員長 次に、ガス事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出があります。順次これを許します。岡本富夫君。

○岡本委員 この法案も先国会で相当議論をいたしまして、あと若干まだ残つておりますので質問し、たゞしてまいりたいと思ひます。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

そこで、三月十日午前十一時二十分ごろ、東京の高速六号線の架設工事現場付近で、ガスが地下から砂とともに吹き上げられておるところを発見して一〇番に連絡した、こういうような記事がありまして、このことについては先日多田議員から質問をしたわけでありまして、このこと付近は昨年もうこういうことがあつたらしいということも聞いていますが、幸い三月十日には被害者は出ておらないわけでありまして、ガス漏れによつて去年も相当な事故が起つておる。こうした事故に對しまして、このガス会社の供給規程、この中に「保安」というのがありますが、三十六の「供給施設・器具及び機械の保安」(1)当社は、供給施設について保安の責に任じます。ただ

し、不可抗力または使用者の故意もしくは過失によつて、ガス漏れその他の事故によつて損害を受けたとしても、当社は責任を負いません。こういうようなことでありますが、この「不可抗力」、これについてどういふことなのか、お聞かせ願いたいです。

○馬場（ ）政府委員　ただいま先生お読みになりました東京瓦斯の供給規程の読み方でございますが、不可抗力と申しますのは、いわゆる天災地変等の場合というふうに御解釈願いたいと思っております。

○岡本委員　それから民法の七百十七条「土地の工作物等の占有者及び所有者の責任」、この中に「土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ノ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス」、こういうふうにあります。これはおそらく無過失責任を問われておると思うのです。したがって、この不可抗力——一般のガスを消費しておる消費者は、この供給規程というのがあつても、もう一つわからないうけですね。ただほんと判を押せと言われて押してガスを引いてもらう、こういうことでありますから、もう少し明確に不可抗力のところを、民法七百十七条とあわせてどういふことなのかというのを、ひとつここでお聞きしておきたいと思ふのですが、どうですか。

○馬場（一）政府委員 このガス供給規程の三十六でございいますか、ここにこういう規程が置いてございいますのは、いわば供給規程を、需要者が一々専門的に検討して契約をするというかつこうに実態的にはなっておりますので、いわゆる民法七十七七条にございいます一般原則でございいますが、この規定と同じことを供給規程に書いたというふうに考えております。

ただ、ここで「供給施設」といっておりますのは二種類ございまして、一つは、いわゆる道路等にガス事業者が所有し占有しておるものとしての本支管でございますが、そういう導管等の施設と、それからいわゆる一般家庭の敷地内にござい

ます、つまり一般家庭の所有物であるガスの供給施設と、二種類あるわけでございます。民法七百十七条のいっておりますのは、ガス事業者が所有し、あるいは占有しておるものについての原則をいっておるわけでございますが、一般家庭の中にもあります供給施設につきましては、これはむしろガス会社の所有でもございませんで、これは七百十七条の問題とは別個にならうかと思ひますが、そのものにつきましたも、この三十六によりまして、ガス会社が所有者でも占有者でもございませが、保安の責めに任じます、ただし、使用者が不注意があつた場合あるいは天災の場合にはその責めを負いません、こういうことをただし書きで書いておる、こういうふうには御理解願ひたいと思ひます。

○岡本委員 不可抗力、要するにいまおっしゃったように天変地妖、こういうものによつてガス管が割れて、そこからガスが漏れた、そしてたくさん事故が起きた、こういう場合は責任は持たない。そうすると、七百十七条の無過失責任と相反するように思われるわけですが、その点について。

○馬場(一)政府委員 民法七百七十七条第一項によりますと、土地の工作物の設置または保存に瑕疵がございまして、他人に損害を生じたときには、その占有者は損害賠償の責めに任じます。ただし、その占有者が損害の発生を防止するのに必

要な注意をしておりますときには、今度はその損害は所有者にいく、こういうふうに書いてございます。この「瑕疵」という読み方でございますが、これはいわゆる占有者ないし所有者の瑕疵ということでございますから、いわゆる天災地変等の不可抗力によって生じた問題につきましては、民法七百七十七条は、その場合まで所有者または占有者に損害賠償の責めを負わしておるといふふうには考えておりません。

○岡本委員　それで、非常にむずかしい問題ですけれども、たとえば導管が傷があったかなかったか、こういうことはちょっと判定がつかないのじゃないでしょうか。たとえば地震があった、そ

してこの本管が割れた、そういう場合の材質的問題、そういうこともうまく判定がつくのかどうか。そういうことを考えると、いまあなたがおっしゃったように、瑕疵ですか、傷がある場合は責任を持つ、それがない場合は責任を持たない、こういうように聞いたわけでもありますけれども、これは非常にデリケートな問題でありまして、その導管に傷があるかないか、あるいは内面にあるかわからない、あるいは材質的にどうかということになりますと、これは非常に問題があるのではないかと、こういうふうに私は考えるのですが、いかがですか。

○馬場(一)政府委員　ガスの導管等に漏洩によって事故が生じましたときに、それにいわゆる瑕疵があったかどうか、あるいはその瑕疵について、占有者あるいは所有者でありますところのガス会社に故意、過失があったかどうか、あるいは十分な注意をしておったかどうかということの举证責任は、この供給規程によりむしろガス会社にございます。その举证をいたしますれば、ガス会社は責任を免れるわけでございますが、举证責任はガス会社が負うわけでございます。

なお、天災地震等がございましたときには、ガス工作物に何らの瑕疵がなく、あるいはガス会社がふだん十分な注意をしておりますても、天災地震というものが不可抗力の場合には、事故が不可抗力的に起きるわけでございますから、この場合には責任を負うものではないというふうに考えております。

○岡本委員　ちよっとわかりにくいようなところがずいぶんあるのですけれども、もう少し議論を詰めて、たとえば今度の新聞記事を見ますと、この埋まっていた本管の道路の上を車が何べんも通った、トラクタの振動なんかでガス管の接続部分がゆるんでガスが出た、こういうような場合は、これはガス会社の責任なのか、不可抗力なのか、これもひとつお聞きしたいのです。

○馬場(一)政府委員 今回の事故のような場合は、漏洩しましたことによりましてもし被害者等

が出ますれば、これは事故になるわけでございますが、今回のような場合に、もし不幸にして被害者が出ましたとき、その事故はいわゆる天災地変等ではございませんので、不可抗力ではない。ですから、その場合におきましては、不可抗力ということではなくて、ガス事業者のほうがその導管の保守、保安について十分な注意をしておったかどうかということが問題になろうかと思っております。

○岡本委員　この供給規程の「不可抗力」、ただこれだけの文字で一般の所有者に押しつけておるのではなくて、やっぱり天変地妖によるところの事故、こういうようにやはり明確にすべきではないか。そうでないと、導管はうまく入れてあったけれども、上をトラックが通つて、ゆるんでガスが漏れた、そういう場合は、いまおっしゃったように、これはガス会社の責任だということでありますから、それならば、天変地妖によるところの不可抗力、こういうふうに明確に供給規程に入れるべきではないか、こういうふうに思うのですが、どうですか。

○馬場(二)政府委員 「不可抗力」という字句は、これはこの供給規程のみならず、一般に保険の約款等にも例文的に使われておりますが、「不可抗力」と申しますのは、常識的に申しまして、人力の及ばない大地震でございますとか天変地異というようなものを意味することは、大体通例の解釈であらうかと思っております。

なお、本件の場合には、先ほども申しましたように、いわゆる本件によってもし被害が生じましたときには、本件はそういう天変地異によるものではございませんから、これは不可抗力ということには当たらないということでありまして、この場合に、それではその事故に対してガス会社が責任を持つかどうかということにつきましては、その工事そのものに十分な注意なり、故意、過失があったかどうかということを、あらためてガス会社が挙証し、それに対して、もしこれが裁判等になりました場合には、それが判断をされまして、もし

ガス会社のほうにミスがあったという場合には、ガス会社の責任になるということでございます。

○岡本委員 この問題でいつまでもやっておつても時間がたちますから……

そこで、この当日の事故の新聞報道によると、直径約四十センチの本管が地下五十センチのところ埋められている。その本管の埋設深度は大体どのくらいになっておるのですか。

○馬場(一)政府委員 これは内径五百ミリメートルの中庄ガス導管でございますが、地中におきましては大体一メートル五十の深さまで埋設することになっております。ただ、漏洩のありましたところは、架橋してございまして、それが地中一メートル五十のところまでもぐりますまでの間、六十センチぐらいのところ漏洩があった、こういう実情でございます。

○岡本委員 これは、ガス管がこう入って立ち上がりというところから、非常に道路から浅いのだ、こういうことだと了解します。

そこで、一つは、この付近は先ほどお話ししたように、去年でしたか、やっぱり事故があったところでありまして、ガス管の接触部分がゆるまないように当然これは点検すべきじゃなかったか、こういうふうに思うのです。この日は事故が起ころってございせんからですけれども、去年もちょっとそこで事故があったのですから、なぜ点検しなかったのか。こういう点について、ガス会社に対してあなたのほうから嚴重に指示したことがあるかどうか、これをひとつお聞きしたいのです。

○馬場(一)政府委員 ガス事業者は一般に、その埋設されております導管につきまして一定の漏洩検査をやることになってございまして、本部分につきましては昭和四十四年、昨年でございますが、漏洩の点検をいたしております。

○岡本委員 これは一年ぐらいて接触部分がゆるんでしまふ、こういう結果になるわけですから、それではこのガスの本管の供給は非常に心もとないのじゃないかと考えるわけですが、局長の

考えはどうですか。

○馬場(一)政府委員 この部分につきましては、ただいま申しましたように、昨年点検をやつておるわけでございますが、ちょうど近くで工事をやつてございまして、たまたま非常に重い車両の交通が一時的にふえたような事情もあったかと思ひます。また工事をやつてございまして、江東地区でございますので、それに伴つて地下水の水位等が若干下がつたという点も影響しておつたかと思つてございまして、それらの点を含めまして、なおこの導管の防護につきましては、先日も申し上げましたが、昨年通産省につくりましたガス導管防護対策会議で、最近の都市事情等にかんがみまして、導管による事故を防ぎますために、他工事による場合におきましても、あるいは貴重な御示唆が盛られております。これらを十分検討いたしまして、ガス事業者の導管の保安の問題につきましては、この改正ガス事業法を契機にいたしまして、今後十分注意をしていきたい、実情に合うようにしていきたい、かように考えておるところでございます。

○岡本委員 私なぞこれをやかましく言ふかと申しますと、去年もこういうところで事故を起こしているし、これが昼だからよかつたものの、夜だったらほんとうにどんな事故が起こつてゐるか分からない。とうとう人命を失つたあの轍を再び踏んではならない、こういうわけできびしく話をしているわけでございます。

そこで次に共同溝ですが、私、あつちこちの道路を歩いて見ますと、よく一つの道路が掘り返されてゐる。何をやってゐるかと思ふと水道だ、これがきれいにされたら今度は電気、しばらくしたら今度はガスと、初めきれいな道路が何べんも何べんも掘り返されてゐる間に、ほんとうに継ぎはぎだらけの道になってしまふ。

こういうことを考えますと、一つは、たとえばガスの工事をするときには、横の連絡をとつて、電気あるいはまた電話線などは一緒に何らかの手

を打つたらどうか。もう一つは共同溝。この提案をするわけですが、これに対して局長の考えはいかがですか。

○馬場(一)政府委員 共同溝は、わが国のように道路交通が非常に激しい、あるいは道路の下に数数の水道管、ガス管あるいは電線等が埋設されておつて掘り返しの激しいような国におきましては、できるだけこれに積極的に取り組んでいくというところは、ただいま先生の仰せのとおりであらうかと思つております。

ただ、ガス導管を共同溝と一緒に入れるということには、ただいま申しましたようなメリットもございましてけれども、同時にガス管自身の保安の問題に注意をいたしませんと、ほかに一緒に入つておきます管に、たとえば爆発その他によりまして危害を及ぼすこともございまして、共同溝の問題は前向きではございまして、共同溝の問題にはそこに一緒に併設されますガス導管の保安につきまして十分注意を払つてやらなければいけない、こういう問題が片一方にあるわけでございます。これも先ほど申し上げましたガス導管防護対策会議において両面十分御検討いただきまして、これらの点をあわせ考慮いたしながら、共同溝の問題には前向きに取り組んでいきたい、かように存じております。

○岡本委員 小宮山政務次官に特別にお願いしたいことは、あなたもよくおわかりだと思ひますが、一つの道路を絶えず掘り起こしてあります。私は九段議員宿舎におるのですが、あの前は一年間、きれいになったらまた次をやつてゐる。こういうようなことでは国家の資材あるいは財政的にも非常に損だと思ふのです。したがつて、これは役所のそれぞれの計画が違つてしまふけれども、何とかひとつお互いに調整をとつて一緒にやつていけるようにすれば一ぺんに済むのではないか、またその道路を利用する人たちにも迷惑をかけずに済むのではないか、こういうふうに思ふのですが、どうでございましょうか。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃるとおりで、共同溝を今後とも大いに利用するような形にしなければいけない。昨年ガス導管防護対策会議というものをつくりまして、各国の実情その他を調査してまいりました。その結果、各国では鉄道踏切とか高速道路とか横断歩道とかいうところだけに設置されているようでありまして、共同溝の問題についてはいろいろ技術的な面がございまして、また爆発のようなときにどうするんだということがございまして、ぜひこれを早く通産省としては積極的に解決したいと考えております。

○岡本委員 共同溝の前に、これはまだ相当問題があろうかと思ふのですが、同じ道路で現在お互いに各省がばらばらにやつてゐる。この点……

○小宮山政府委員 この点については、建設省あるいは東京都、そういう各関係のところと、今後とも密接な連絡をとらせるように……いままでの問題については再三指摘されております。いま岡本先生のおっしゃつたように、九段宿舎のところは一年間そういう工事をなされておるといふようなことではございまして、いまだ十分でないようでございますので、通産省としては、建設省あるいは東京都等地方自治体と積極的に連絡して、そういうような形が二度と行なわれないような、一回で仕事ができるように、積極的指導、また協力をさせていきたいと思つております。

○岡本委員 次にガスの料金についてでございますけれども、この供給規程の中に供給停止、こういうふうに出ております。ガスの料金を払わなかつたそのときには、ガスをとめるといふわけです。先に入つていた人がガス代をためて、そして出ていった。あとの人は、そのガスを使用するために先の人を分を払わなきゃならぬ、こういうようなケースが、以前だつたと思ふのですが、あつたのです。電気もそういうようなことがありましたが、現在ではどのようになつておりますか。要するに使用する人が変わったわけでは

○馬場(一)政府委員 現在ではそういうことにはなっておりませんが、いわゆる前の人の名義をそのまま引き継いでいる場合は、これはむしろ前の人の未払いがございましたときには、それを払ってからというふうになるかと思ひますけれども、名義が全然別でございますときには、新たに居居いたした人は、自分の居居いたしましてからの分のガス料金を払えば、ガスの供給は当然行なうべきである、こういうことでやっております。

○岡本委員 そうしますと、現在のガス会社は、先に入れた人が料金を払わずに出て行っちゃった、そのあとでやはり同じガスの器具といひますか、あるいはメーター、こういうものを使うときに、前の料金を払わなくても名義変更できると、こう解してよろしいですね。

○馬場(一)政府委員 前の人の名義とかかわりなく、新たな申し込みがありました後におきましては、ただいま申し上げましたように、新たな人の料金は新たな人の入居後の料金に当然なるわけでございます。そういうことでございます。

○岡本委員 私がいま言っているのは、先の人が使っていた、そこへあとの人が入った、そうすると、この前の人の使っていたのを、あとの人が申請して名義変更する。そうしますと、新しいゼロから出発するわけですが、この名義の変更ができるのかどうか。以前たしか前のやつを払わないと名義変更はできないようなことを私は聞いたわけですが、現在ではどのようなふうになっているか、これをちょっとお聞きしたいのです。

○馬場(一)政府委員 屋内のものにつきましては、所有権は全部その各家庭にございます。前の人とあとの人の名義の変更の問題というものは、これは法律上の問題と申しますよりは、むしろ前に入居しておりました人と新たに入りました人の間で、名義変更が行なわれるかどうかという問題であらうかと思ひます。

○岡本委員 私、言うておるのは、器具とか家の中のものはそうでしょうけれども、ガス会社に申し込むときに、そこは前の人がだいたくさん、

何十万とガス代をためておるから、それを払ってくれなければ名義変更できぬ、こういうふうなケースを前に聞いたことがあるのですが、現在はこれほどふうになつておるかというのを聞いておるのです。前に払わなくて逃げた人のものは、もう払わなくてよいのか。

○馬場(一)政府委員 前の人の名義の間に起こりました料金の未払いにつきましては、これは当然ガス会社とその未払いの前居住者との間で、その料金の問題は解決されなければならないと思ひます。

○岡本委員 ちょっと話がすれ違ふのですがね。前の人がこれを使つていて、そしてガスの料金をためてどこかに行つた。そのメーター、その器具、その名義には何十万というガスの不払いが残つておる。その同じところで今度は新しく申し込むときに、前の支払いをしなれば申し込みを受け付けぬ、こういうことを前に聞いたことがあるのだけれども、現在はそれはどのようなふうにおるか聞いておるのです。

○馬場(一)政府委員 これは法律上の問題と申しますよりは、具体的な問題であらうかと思ひます。で、ひとつその具体的な先生お聞き及びのケースの事情を伺ひまして、それが妥当であるかどうかというのを申し上げたいと思ひます。どうもかと思ひますけれども、具体的なケースでどうなつておりますか、ひとつ後ほどでもつけようでございます。それから、実情を伺ひていただきまして、それが正しいことかどうかというのを申し上げたいのであります。そういうことでよろしいでしょうか。

○岡本委員 それではもう一度、あとでこういうケースについてお聞きします。

次に、この間、ガスぶろからガスが流れ出て、そして御夫婦でなくなつた、そういうことが出ておりましたけれども、こういうものに対するところの責任はどこにあるのか。ガス会社にあるのか、個人にあるのか。わざわざつけばなしで自分で

はつておいたとか、心中は別としまして、ガスぶろでそういう事故が起こつておる。これについてひとつお聞きしたいのです。

○馬場(一)政府委員 ガスぶろその他いわゆるガス器具の事故の問題でございますが、これにつきましては、現在のガス事業法におきましては明文の規定はございませんが、通産省といはしましては、これは昭和三十三年の局長名の通達によりまして、ガス中毒防止の観点から、たとえば密閉された部屋等には換気窓をつけるように、あるいはバーナーを点火いたしました際には、全部に点火したくないかを確かめてからするように、あるいは古いゴム管は使わないというふうな、使用上の注意につきまして、各ガス事業者から消費者のほうに、いろいろな方法によりまして周知徹底させるように行政指導をいたしております。今度このガス事業法が改正をいたされますと、明文によりましてガス事業者は消費者に対して、いわゆる周知の義務を負いますので、ただいま申しましたような事項は、今度は法律上ガス事業者がやらなければいけないことになるわけでございます。ただいまは行政指導でそのような周知のことをさせておりました、そのとおりやっておるはずでございます。かりに消費者のほうでそのとおりおやりになりませんで、不幸にして事故が発生いたしましたときの責任は、これは、器具のほうに欠陥がなければ、むしろ消費者の方々の問題ということになるかと思ひます。それから、かりに器具に欠陥がございましたら、そういう不幸な事故が起きたというときには、それは、その器具のメーカーあるいは器具の販売者と消費者とのいわゆる民法上の問題になるか、こういうふうにおつております。

○岡本委員 そこで、器具の検査、こういうことが、今度の法案でも出ておるうちに、非常にやかましくいわれるわけでありまして、この検査協会の地位あるいはまた権威、こういうものは、ただ協会というところになりますと非常に心配なわけでありまして、これについてどういふ

うに考えていらっしゃるか、お聞きしたいのです。

○馬場(一)政府委員 ただいま先生協会と言われましたのは、ガス器具につきましては日本ガス機器検査協会のことであらうかと思ひますのでございますが、現行法におきましては、御承知のように、ガス用品につきましては国の規制というものはございません。したがしまして、現在の協会が行なつております検査では、いわゆるガス用品の製造業者が検査機関に頼みまして、いろいろ自主的に検査を頼んだということに伴う検査業務をやつておるわけでございます。改正ガス事業法が成立をいたしますと、一定のガス用品につきましては規制の対象にいたしまして、そのものにつきましては一定の技術基準適合義務を果し、それに満たないものでなければ製造、販売してはならない、こういうことになりまして、それを担保いたしますために検査制度あるいは登録制度を置くわけでございますが、こういう事務を現在の日本ガス機器検査協会に行なわしめたい、こういうふうにおつております。その場合におきましては、日本ガス機器検査協会は単なる民法上の法人ではなくて、このガス事業法に基づいて指定検査機関ということになりますので、そういうふうになりましてからあとの協会のいろいろな業務のやり方でありまして、あるいは役員の問題等につきましては、法律に基づきまして通産大臣が十分な監督をする、こういうことに相なうかと思つております。

○岡本委員 最後に、ガス器具の検査協会というものは、相当な権威があり、また綿密な検査ができるならば、先ほどのふろのガスのような状態が起つてはならない。それでこの新しい法案ができたと思ひますけれども、これについて、通産省として十分な手を打つて検査ができるように、少なくとも新しくできた品物に対しては、どんなガス器具が出てくるかと思ひます。それに対するところの検査の規定、こういうものがなかった、だから適当にやつておいた、そしてあとで事故が起つた、こういうことのないよう

に、ひとつ強力に先手先手を打ってやっていただ
きたい。これを最後に大臣に要求いたしまして終
わります。

○宮澤内務大臣 御指摘のように、十分努力いた
すつもりでございます。

○浦野委員長代理 川端文夫君。

○川端委員 大臣がせっかくお見えになったか
ら、ひとつ大臣に先に承っておきたい。

ガス事業法のこの法文を見ておきますと、業者
を規制するという立場に立っているいろいろな条文が
書かれておるわけですが、その中において、公共
性というものと私企業、いわゆる株式会社との関
係の問題でかなり問題があるのではないかと。そこ
で、政府の責任というものが、こういう公共性の
問題に対して、ただ監督しておればいいのか、こ
の点に一つ疑問があるわけなんです。

その一つは、たとえば最近大都市に起こって
るガス事故の原因の中に、都市の交通問題の結果
から出てきておる問題がかなりある。従来、この
ような大型の自動車が多量に走らない時代に、一
メートル五十センチまでの地下に埋設するという
規程をきめてガス指導をされてまいっておるよう
であります。いろいろな技術者から聞きますと、
と、大体現在の力関係からいって、いまのガス導
管をメートルくらい下げれば全部事故がなくな
るのではないかと。言っておる人もあるわけだす。

しかしながら、このことは株式会社であるガス会
社だけにその責任を負わせてはたしてできるのか
どうか。事故が起きるたびに、ただ事故の原因を調
べて警告を発しておるだけで問題の処置ができる
のかどうか、この点が心配の一面であるが、大臣
はこの問題に対して、先ほどから聞いております
と、導管防護対策委員会をつくって何か検討を
されておるようであります。私は、その中から
いろいろな技術的な問題も出てきよと思うので
す。しかしながら、その結果ガス会社にそれをや
らせるというだけでいいのかどうか、政府がどこ
までこれに協力する用意があるのかという問題、
この点をひとつ承っておきたいわけなんです。

○宮澤内務大臣 どのくらいの深さに導管を置く
べきかということについては、道路の上からの圧
力に耐えるところというものが保安規程だそうで
ございますが、研究の結果は一メートル五十セン
チくらいが一番適当である。と申しますのは、そ
れ以上深ければまた逆に土圧がかかるということ
だそうであります。そうして、そういう工事はガ
ス会社の責任において行なう。政府はガス会社
に対して、公益事業でありますから、一般的監督
等々の規定はございますが、ガス会社の責任にお
いて行なう、漏洩についてはまた検査をする、こ
ういう仕組みになっておるようでございます。

○川端委員 政府はそれで一応の責任をのがれる
かもしれぬけれども、實際上、事故が起きれば被
害を受けるのは国民であり、住民であるわけだ
す。

そこで、そういう場合に、聞くところによ
ると、これを全部規程どおり受けるということにな
ると膨大な資金が必要と聞いておるのですが、こ
の資金の目当てがないのにやれというだけで、や
りますよというだけだんだんと目をおくらしていく
危険が感ぜられるわけだす。

たとえば、もう一つの面から言いますと、供給
区域を一応指定を受けておりましたが、実際上べ
いしない、利益がないと思えば、受益者負担を出
すならば導管を引いてやろうというわけで、かな
り方々でガス会社にお百度を踏んで頭を下げても
なかなかやってもらえていない事実があるわけ
です。

こういう問題等を考えて、法律と実際上の運営
の中で、私的企業、いわゆる株式会社であるガス
会社に対して、どの程度の権限をもって言い得る
力があるのか、この点をもう一ぺんお尋ねしたい
と思っております。

○馬場(一)政府委員 先生お尋ねの、第一点の導
管工事の保安の問題でございますが、現行法にお
きましては、先ほど大臣からお答え申し上げまし
たとおり、指導は道路の加重に十分耐え得ること
というところでやっておりまして、現在研究の結果

では、大体一メートル二十センチから一メートル
五十センチというのが、土圧の関係あるいは道路
加重の関係から見ると一番適当である、大体こう
いうことになっておるわけでございます。

ただし、これは工事そのものは、現在の法律に
よりましては、すべてガス事業者の自主工事であ
り、あるいはその後の検査もガス会社の自主検
査、漏洩検査もガス会社が自分でやる、こういう
ことになっておるわけでございますが、ガス事業
法が改正になりますと、主要な導管につきましては、
工事前にもその工事計画を提出いたさせまし
て、その後その工事が終わりますと、もう一ぺん
使う前に使用前の検査というのをやり、その後
も定期検査をやるということを国の手でやること
になるわけでございます。

それから第二点の、ガスを引き出すときのい
ゆる工事負担金の問題であらうかと思ひますけれ
ども、これは現在の制度におきましては、需要家
の負担の均衡化、安定化をはかります意味から、
ガスの導管を引っぱります工事に要する分のう
ち、一定部分だけを会社負担ということと料金の
中に入れて計上することにいたしておりました。
もし個々のケースによりまして、これが会社負
担分以内の工事費で済みます場合には、むしろ個
人の負担金はございませませんが、それ以上に遠い
ところに引っぱります場合には、その分に應じまし
て各需要者に一定の工事負担金を自分で負担を
していただく、こういう制度でやっておるわけ
でございます。

○浦野委員長代理退席、橋口委員長代理着席
○川端委員 話はそのまま聞いておれば、そのよ
うにも納得できるような一面もありませんが、実際
問題としてできない。言うならば、いまの標準の地
下下げるといふことは、東京でいうならば、東
京全体を一メートル五十センチなら五十センチに
下げるといふことは、容易ならざる資金の要ること
だと聞いておるわけでありまして、できたこと
ろを検査したり、それを国が監督するということ
は、できるところからやるといふことで、今後の

事故に対しての抜本対策ではないように思う。新
規につくるところはそれでいいかもしれぬけれど
も、従来から長い間使ってきたガス管全体の埋設
を引き下げるといふことは容易でないというこ
とを聞いておるわけでありまして、したがって、こ
のことを単にそういう作文的なお答えではなく
て、実際上の問題としてできない面が多いとい
うことを聞いておるわけでありまして、この点に
対してはもう一つ勘案があつていいのではない
か、こういう考えをいたすわけだす。

そこで、時間の関係上あまりくどくどしく申し
ませんけれども、もう一つは、先ほど新規引き込
みの場合の導管の問題に対してのいわゆる一部負
担、受益者負担の問題ですが、どこら辺がリミ
ットなのか。どの程度以上になれば自己負担が必要
であつて、これ以上は払わぬでもいいという何
基準がなければ、やはりいかぬのじゃないか。な
るほど道中一キロもあるところを、一つの部落に
ガスがほしいからということに引こうという場合
には容易ではないと思うけれども、東京のよう
な大都市の周辺に、順次そこらにあき地があつた
ところが広がっていく。この場合における先行投
資という問題と、会社のいわゆる利益の分岐点と
いうか、支出できる分岐点というものをどこに基
準を基くのか。たとえば東京のような場合は、現
在はなるほどまだ戸数が少ないように見えるけれ
ども、一つ家が建ち出せば、三年もたてば大体ガ
ス会社が喜んで引けるような条件になる地域が多
いと思ひます。したがって先行投資の関係を、単
に一部負担だけでものを見るという見方が正しい
見方なのかどうか。三年もたてば会社自体が
十分採算ベースに乗るにもかかわらず、まだ戸数
が少ないということに自己負担を要求するとい
うことはどうなのか。これを監督する場合に、ど
こら辺にリミットを置いて監督されるのかという
ことを承つてみたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 非常に広範な御質問でござ
います。まず現状をたまたま東京市について
見ますと、一具体的に会社が負担しておる額と

いのはどのくらいであらうかと申し上げますと、大体一般需要家の大半を占めるぐらゐの消費量の家庭でございますと、一万六千円ぐらゐの分が会社負担といいますが、料金の中に織り込まれておる負担金といいますが、会社負担額になってゐるわけでございます。したがって、実際の工事がその範囲以内の工事でありましたら、今度特に需要者個々に持つ負担金というものはなくて済むわけでございますが、それ以上にかかる工事ににつきまして、それをこえる分を需要者からとるということになっておまして、現在、会社負担金の範囲内でおさまつておる工事は、東京瓦斯の範囲内で申しますと、全体の約三分の一というのは、需要家の負担を伴わないで会社負担金の範囲内でやれる工事ということになっております。逆に申しますと、残りの三分の二は何かの需要者負担を伴うということになっております。その需要者負担をいたします負担金の平均というのは、東京瓦斯の管内について申しますと、平均約一万三千円ということでございますが、むしろこれより高いものも安いものもあるわけでございます。実情はそういうことになっております。

それから、ただいま先生仰せになりましたように、時価も上がりますし、いろんな工事の実費もかさんでまいりますので、ガス事業者のほうが大きな導管なり本管なりというものをできるだけ計画的、先行的に配置いたしますれば、個々の需要家が引かれるときの工事負担金はそれだけ減るわけでございますから、仰せになりましたように、今後このガス事業法が改正をされますと、年々各ガス会社から向こう数年間の供給計画をとりましてその実施を推進することにしたしてあります。その中におきまして、特に導管の計画的な配置——結局、将来の需要者の負担を軽くいたしますための計画的な配置につきましては、供給計画に基づきまして十分推進してまいりたいと思っておりますし、また、そのことによって、ガス会社のほうにいろんな先行投資の資金需要が出てまいるかと思ひますが、これらの点につきましても、

できる限り資金面あるいは税制の面等で手当てを講じてまいりたいと思つております。特に昨年から、非常に大きな先行的な導管につきましては数年もかかりますので、特別償却制度というのができ上がったわけでございますが、四十五年度からは、さらにその工事期間中に、いわゆる償却準備金制度というのを実施されることになっておまして、できるだけガス会社が自己資金を豊富にいたしまして、そういう大きな先行投資のできるように配慮いたしておるところでございます。

○川端委員 私、実例は持つてゐるのですが、皆さんに腹すかせて長い時間御迷惑かけてはいかぬから申しません。言うならば、問題は先ほどから言つてゐる先行投資と利益分岐点の問題、この辺がどうもガス会社の思ひ通りにされてゐるのではないかと。監督官庁も、現行の申し込みが五十戸に足りない、何百メートルだから幾ら足りないという数字を出されるのであるが、今日のような土地不足のときに、三年もたてば会社側が自己負担を出さなくても済む条件のある土地柄に對してもそれができなかった。言うことを聞いてもらえなかつた。そのために、いわゆる改良下水工事をやつて、せつかくそのことをお願いしてもできなかったために、意見の一致を見ないでついに舗装工事をやつてしまつた。区役所としては、先ほどの話のある掘り起こしの問題を繰り返してゐる中にも、先行投資的な話し合いを会社ともう少し進めてもらえればできた問題もあるのじゃないか。私はその実例も持つておりますが、こゝでみみちくそういうことを暴露しようとは思ひません。しかしながら、少なくとも大都市周辺においてはそういう問題がこれから続発するのではないかと。そこで、やはりある程度それを調整できる機関が必要ではないか。たとえばガス会社に行つて言うことを聞いてもらえない場合において、どこかに行けばそういう問題を調停なり調整していただける機関が必要ではないかと思ひますが、そういう用意がありますかどうか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 今度法律が改正になりますと、ただいま申しましたガス事業者が年々の供給計画を届け出ることになっておりますし、また、その供給計画のうちで、特に各需要者のほうに知つておいていただかなければならない事項につきまして、いわゆる公表義務を課することになっておまして、各需要家の方々が、自分のところに対するガスの供給のぐあひというのはどうなるであらうかということが、できるだけわかつていただくようにしたいと思つております。また、それらのことに基きまして、各需要家のほうからいろいろ工事をおそれというような苦情がございすれば、各通産局ごとに、中央にもございすけれども、苦情相談というものもございすので、そういうところにお申し出をいただきまして、実情に沿つた処理をできるだけ役所のほうとしても推進してまいりたい、かように思つております。

その苦情をお申し出いただくときの材料と申しますか、事情を知つていただくために、ただいま申しましたように、供給計画のうちで、特に関係の多い部分につきましては公表義務を課しまして、十分にまよりの事情をよく知つていただくようなことも、改正事業法と同時に推進してまいりたい、かように思つております。

○川端委員 最後に申し上げたいと思ふことは、先ほどから言つておきますように、公益事業、公益性というものをある程度法律によつて規制し、これを要求しておるわけであるけれども、今日のような変化の多い都市開発、改造の時代に、必ずしも私企業だけではその問題が消化できないという面がかなり多い。この面を、やつていけるんだからという逃げ口上にしないで、具体的にできるという条件——その被害がもし起きれば、だれが受けるかといへば、国民であり、住民である。起きたことをここで暴露してみたら、それは結果論であつて意味がないじゃないか。私は、できればそれを未然に防ぐことこそ必要ではないかと思つて、大臣にもその点を十分御考慮願

いたいことを申し上げて、私の質問を終りたいと思ひます。
中村さんが何か関連質問があるそうですから、中村さんに譲ります。

○橋口委員長代理 中村重光君。

○中村(重)委員 関連質問じゃありませんが、この法律案について一言だけ大臣にお尋ねを、関連してしておきたいと思ひます。

このガス事業法の改正の柱としては、簡易ガス事業というのを新たに考へたということがこの改正案の中心、いわゆる柱になつてゐる。そこで、LP業者の導管供給というものを、七十以下は小規模として現行の液化石油ガス法によつてやるわけですが、七十以上についてはガス事業法の対象になる。そこで、この簡易ガス事業、いわゆる中規模以上の導管供給というものをLP業者にやらせることを中心として、大臣はこの法律の運用をしていこうとお考へになつてゐるのか。そうではないと、都市ガス事業者、いわゆるガス供給計画、五十年計画というのがあるわけですから、その都市ガス事業者が簡易ガス事業というものをやらせる、その道を開こうとするところにウエイトを置いてこの法律を運用していこうとお考へになつていらつしやるのか。これはポイントですから、まずその点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 中心になるべきものは、公益事業でございますから、結局消費者の利益ということになると思ひます。多くの消費者が都市ガスによる広域の一般供給を最も望んでゐることは、いろんな面から明らかであると思ひますけれども、なかなか都市ガス事業者がそこまで一挙に仕事ができないのが実情でございますから、そこで簡易ガス事業というものを認めていこう。したがつて本来からいへば、都市ガス事業者がやるということになりますれば、これは都市ガス本来の体制で入つていくべきものだろうと思ひます。

○中村(重)委員 わかりました。そこで資料を要求しておきますが、先ほど理事会でもちよつと申

し上げたんですけれども、私が資料として提出すべきだと言ったのは、先般の東京有線の事故の資料を出せと言ったのではない。もちろんそれも出していただこうと思います。しかし、ガス事業法の改正というものは、いま一つの柱はやはり保安の確保にあるわけです。そこで、今日までLPガスによるところの事故がどの程度発生をしているか、都市ガスにおいてどうか、それから導管供給とボンベによる供給との事故の比率がどうか、それは重要な問題なんだから、当然こういった法律案を提案される場合にはそういう資料をお出しになる必要がある。私は通産当局は非常にそういう点誠意がないと思う。

保安の確保ということがこの法律案の大きな柱なんだ。導管供給というものは、いわゆる経営の合理化もあるけれども、保安の確保、それから料金の適正化ということにある。それならばやはり、導管供給にしたために事故がこの程度減ってきた、都市ガスとLPガスの事故の比率というのはこうなっている、そういったことは、やはり重要な参考資料として御提出になるという誠意をお示しにならないと、これは適当ではありません。ですから御承知のとおり、これは前回も提案をして、参議院がああいうことで廃案になったわけですから、その後十分の時間的ゆとりもあつたわけですから、むしろ要求されなくても進んでそうした資料を提出するといふくらいに、保安に対する関心というものをとお持ちにならなければ、私は、いけないと思います。ですからその資料を要求をいたしておきます。これで終わります。

○橋口委員長代理 次回は明十九日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時八分散會

昭和四十五年三月二十五日印刷

昭和四十五年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局